

償却資産申告の手引

申告書の提出期限は、
令和8年(2026年)2月2日(月)です。

申告期限間近は窓口が大変混雑します。
1月15日(木)頃までの提出にご協力お願いいたします。

- 申告用紙は、単票になっております。
控えが必要な方は、写しをとってからご提出ください。
- 事業所独自（自社電算システム）の申告書を使用される方は、柏崎市から送付した申告書と一緒に提出してください。
- 申告書を郵送で提出される方で、収受印を押した申告書の控えの返送をご希望の場合は、控え用の申告書（写しをとったもの）と切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。
- 内容確認のため、連絡させていただく場合があります。
電話番号を必ず記入してください。

チェック

～提出の前に、ご確認ください～

- 申告書に連絡先は記入されていますか？
- 個人番号または法人番号の記入はありますか？
- 種類別明細書に所有者コードの記入はありますか？
- 増加資産がある場合、取得価額、取得年月、耐用年数の記入はありますか？
- 特例等の該当がある場合、確認資料を添付しましたか？

※ 申告書の提出は、郵送でも受け付けております。
郵送の際は、この部分を切り取り、
封筒に貼り付けてご利用ください。
(別途切手の貼り付けが必要です。)



キリトリ

〒945-8511

新潟県柏崎市日石町2番1号

柏崎市役所 財務部
税務課 家屋係 行

日頃から、市税業務にご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

償却資産（事業に使用する資産）については、土地や家屋と同じく、固定資産税の課税対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年賦課期日（1月1日）現在の所有状況について申告していただくことになります。

つきましては、申告に必要な書類を送付いたしますので、本冊子「償却資産申告の手引」を参照いただき、申告書等を作成の上、期限までに提出いただきますようお願ひいたします。

目 次

I 償却資産の申告のあらまし

1	償却資産とは	1
2	業種別の主な償却資産	1
3	申告が必要な資産	2
4	申告の必要がない資産	2
5	少額の減価償却資産の取り扱いについて	3
6	国税（法人税・所得税）と固定資産税の主な違い	4
7	償却資産の種類と具体例	4
8	建築設備における「家屋」と「償却資産」の区分	4
9	共同住宅や店舗等の事業用家屋をお持ちの方へ	6
10	大型特殊自動車と小型特殊自動車	6

II 申告書類の作成について

1	償却資産を申告していただく方	7
2	申告の方法と提出書類について	7
3	本店所在地・送付先を変更された方へ	8
4	償却資産申告におけるマイナンバーの取り扱いについて	8
5	固定資産税の軽減措置等	9

III 償却資産の評価について

1	評価額の算出方法	11
2	税額の算出方法	12
3	固定資産課税台帳の閲覧について	12
4	申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合	12
5	実地調査のお願い	12
6	耐用年数表（抜粋）	13

IV 申告書の記載例

1	償却資産申告書	14
2	種類別明細書	16

よくあるお問い合わせ

I 償却資産の申告のあらまし

1 償却資産とは

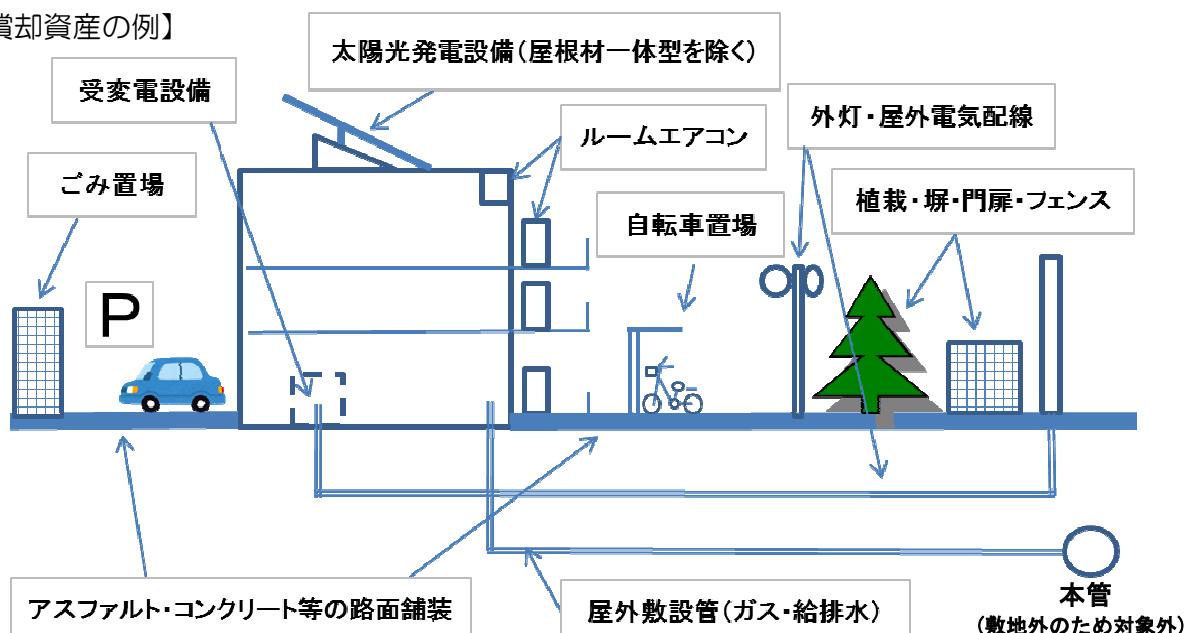
固定資産税における償却資産とは、土地および家屋以外の事業に使用することができる資産のことです。

会社や個人で事業を行っている方（工場や商店を営んでいる方、駐車場やアパートを貸し付けている方など）が所有する、その事業に用いることができる構築物・機械・器具備品等が固定資産税の課税対象となります。

2 業種別の主な償却資産

業種	主な償却資産の内容
各業種共通	駐車場舗装、受変電設備、消雪設備、井戸、消火設備、簡易間仕切り、看板、ネオンサイン、パソコン、コピー機、机、いす、エアコン、応接セット、レジスター、湯沸かし器、金庫、ロッカー、キャビネット等
農林漁業	乾燥機、もみすり機、歩行型田植機、チェンソー、製材機、フォークリフト、漁船、漁網等
製造業	旋盤、プレス、ボール盤、フライス盤、こん包器、測定・検査工具、機械の給排水設備等
建設業	ショベルローダ、ブルドーザー、パワーショベル、発電機、大型特殊自動車等
小売業	陳列ケース、自動販売機、臼よけ等
飲食業	カウンター、厨房設備、冷凍冷蔵設備、カラオケ機器等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク、外灯、監視カメラシステム等
不動産業	中央監視制御装置、門扉、塀、緑化施設等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラ、ビニール包装設備等
理・美容業	理・美容いす、洗髪設備、消毒殺菌設備、タオル蒸し器、パーマ器、サインポール等
駐車場業	駐車装置（ターンテーブル含む）、駐車場料金自動計算装置等
旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品等
自動車整備業	リフト、コンプレッサー、測定検査機器・工具等
医療業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等

【償却資産の例】



3 申告が必要な資産

令和8年（2026年）1月1日現在で、柏崎市内で所有している土地および家屋以外の事業に使用することができる有形の固定資産で、法人税法または所得税法の所得の計算上、損金または必要な経費に算入される、以下のものが償却資産申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以降1月1日までの間に取得した資産で、固定資産勘定に未計上の資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- ④ 償却済資産（減価償却が終わり、備忘価額のみ帳簿に計上されている資産）
- ⑤ 遊休資産（稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産。休業中を含む。）
- ⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑦ 寄贈品
- ⑧ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分してください。）
- ⑨ 大型特殊自動車（6ページ参照）
- ⑩ 福利厚生の用に供する資産
- ⑪ 借用資産（リース資産）で契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ⑫ 減価償却している資産または本来減価償却の対象となる資産
- ⑬ 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」の適用により即時償却した資産（3ページ参照）
- ⑭ 賃貸ビル等を借りて事業をされている方（テナント）が、平成16年（2004年）4月1日以降に取り付けた内装、造作、建築設備等の資産

4 申告の必要がない資産

次のいずれかに該当する資産は、申告の必要はありません。

- ① 無形固定資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権、ソフトウェア等）
- ② 自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両（自動車、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、農耕用作業車、農業用けん引トレーラー）
- ③ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告の対象になります。）
- ④ 繰延資産（開業費、開発費等）
- ⑤ 平成20年（2008年）4月1日以降に締結されたファイナンス・リース契約にかかるリース資産で、取得価額が20万円未満の資産
- ⑥ 平成10年（1998年）4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産のうち、次のア、イいずれかに該当するもの（3ページ参照）
 - ア 耐用年数が1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上、固定資産として計上しない資産（一時に損金算入または必要経費としている資産）
 - イ 取得価額20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産

5 少額の減価償却資産の取り扱いについて

少額の減価償却資産は、税務会計上の償却方法により申告対象資産が異なります。次のとおりの取り扱いとなっております。

＜表1 個人の場合＞

【固定資産税（償却資産）の取り扱い ○：申告対象、×：申告対象外】

取得時期	取得価額	国税の取り扱い（償却方法）	申告の要否
平成元年（1989年）3月31日までに取得した資産	10万円未満	必要経費	×
	10万円以上	減価償却	○
平成元年（1989年）4月1日から平成10年（1998年）12月31日までに取得した資産	20万円未満	必要経費	×
	20万円以上	減価償却	○
平成11年（1999年）1月1日以降に取得した資産	10万円未満	必要経費※1	×
	10万円以上	3年一括償却※2	×
	20万円未満	減価償却	○
	20万円以上	減価償却	○

※1 所得税法施行令第138条

※2 所得税法施行令第139条

＜表2 法人の場合＞

【固定資産税（償却資産）の取り扱い ○：申告対象、×：申告対象外】

取得時期	取得価額	国税の取り扱い	申告の要否
平成元年（1989年）3月31日までに取得した資産	10万円未満	損金算入	×
	10万円以上	減価償却	○
平成10年（1998年）3月31日以前に開始された事業年度に取得した資産	20万円未満	損金算入	×
	20万円以上	減価償却	○
	20万円以上	減価償却	○
平成10年（1998年）4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産	10万円未満	損金算入※3	×
		3年一括償却※4	×
		減価償却	○
	10万円以上	3年一括償却※4	×
		減価償却	○
		減価償却	○

※3 法人税法施行令第133条

※4 法人税法施行令第133条の2

地方税法第341条第4号および地方税法施行令第49条の規定により、取得価額が10万円未満の資産のうち、一時に損金算入または必要経費としたもの（※1、3）と取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの（※2、4）は償却資産の申告の対象外となります。

なお、国税においては、租税特別措置法の規定によって、中小企業者等が平成15年（2003年）4月1日以降に取得した30万円未満の資産を一括で損金に算入できますが、当該資産については固定資産税の課税対象となりますので、申告をお願いいたします。

6 国税（法人税・所得税）と固定資産税の主な違い

項目	国税の取り扱い	固定資産税の取り扱い
償却計算の期間	事業年度（決算期）	賦課期日制度（1月1日）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度（建物は定額法）	一般の資産は固定資産評価基準で定める定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費（資本的支出）	原則区分評価	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

7 償却資産の種類と具体例

資産の種類		具体例（主なものを例示）
第1種	構築物	舗装路面、屋外排水溝、緑化設備、門・塀、フェンス、屋外広告塔、貯水池、その他土地に定着した土木設備など
	建物付属設備	受変電設備、その他建築設備、内装・造作など
第2種	機械および装置	金属・印刷等の製造加工設備、土木建設設備、ブルドーザー、タイヤショベル等の建設機械、大型特殊自動車（0、00～09、000～099ナンバーのもの）、機械式駐車設備（ターンテーブル含む）、その他各種産業用機械および装置など
第3種	船舶	客船、遊覧船、貨物船、遊漁船、貸しボート、水上バイクなど
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種	車両および運搬具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車（9、90～99、900～999ナンバーのもの）など ※自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除く。
第6種	工具、器具および備品	事務机、キャビネット、応接セット、エアコン、テレビ、看板、レジスター、パソコン、陳列ケース、自動販売機など

8 建築設備における「家屋」と「償却資産」の区分

家屋の所有者が所有する建築設備（電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備等）は、本来家屋と構造上一体となってその家屋の効用を高める設備であり、家屋として評価します。ただし、次のものは、家屋の評価対象ではないため、償却資産として取り扱います。

（1）家屋と建築設備の所有者が同じ場合

- ① 独立した機械および装置としての性格が強いもの（例：受変電設備、ルームエアコンなど）
- ② 家屋と構造上一体となっていないもの（例：屋外電気配線、屋外ガス・給排水設備等）
- ③ 特定の生産または業務の用に供されるもの（例：工場における機械の動力源である電気設備、飲食店における厨房設備・冷凍設備など）

（2）家屋と建築設備の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外が取り付けた家屋の附帯設備は、償却資産として取り扱います。（例：テナント（賃借人）が貸ビル、貸店舗に取り付けた内装・造作・建築設備など）

【家屋と償却資産の区分表】

◎申告が必要な資産、○家屋のため申告不要

設備の種類	設備の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	
			家屋	償却
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上げ、店舗造作等工事一式	○	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎
	中央監視設備	設備一式		◎
	電灯コソセト設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎
		屋内設備一式	○	
	電力引込設備	引込工事		◎
	電力配線設備	特定の生産または業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎
		配管・配線、端子盤等	○	
	LAN設備	設備一式		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎
		配管、配線等	○	
	インターホン設備	集合玄関機、親機、子機等	○	
	監視カメラ(ITS)設備	受像機(テレビ)、カメラ		◎
		配管、配線等	○	
	避雷設備	設備一式	○	
	火災報知器	設備一式	○	
	盜難非常通報装置	設備一式	○	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)	○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産または業務用設備		◎
		屋内の配管等	○	
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○	
空調設備	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、ガスボンベ等		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	
	空調設備	ルームエアコン(壁掛け型)、特定の生産または業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
その他の設備等	換気設備	特定の生産または業務用設備		◎
		上記以外の設備	○	
	自動車管制装置	設備一式	○	
	駐車場設備	機械式駐車場(ターボー・ブル含む)、料金精算機、駐車券発行機、カーテ-、フロッパ-ゲート等		◎
	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎
外構工事		上記以外の設備	○	
	その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、看板、文字看板、袖看板、簡易間仕切り(衝立)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・プライド等		◎
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎

◎賃借人(テナント)の負担で取り付けた資産は全て償却資産として賃借人(テナント)が申告してください。

9 共同住宅や店舗等の事業用家屋をお持ちの方へ

共同住宅（アパート、マンション等）や店舗等の建物本体は家屋評価の対象になり、家屋評価員が実地調査を行っておりますので、申告は不要です。

しかし、それ以外の家屋に付属する資産（塀、フェンス、緑化施設等の外構設備、駐車場舗装、機械式駐車設備、受変電設備、駐輪場、簡易物置、ルームエアコン等）や事業を行うために必要な資産（冷蔵庫、陳列台、厨房設備等）については、所有者の方の申告が必要になります。

工事見積書や固定資産台帳等を確認の上で申告書類を作成し、必ず提出してください。

10 大型特殊自動車と小型特殊自動車

大型特殊自動車は、償却資産の課税対象となります。ナンバープレートの有無にかかわらず、全て申告してください。

小型特殊自動車は、償却資産の申告は不要ですが、公道走行の有無にかかわらず、軽自動車税の課税対象となります。

区分	小型特殊自動車	大型特殊自動車
農耕作業用自動車 (田植機、コンバイン、トラクタ-など)	乗用装置あり 最高速度 35km/h 未満	最高速度 35 km/h 以上
上記以外の特殊自動車 (ショベルローダ、フォークリフト、ローダー除雪機など)	長さ：4.7m以下 幅：1.7m以下 高さ：2.8m以下 最高速度：15 km/h 以下	左記要件を 一つでも超えるもの
税目	軽自動車税	固定資産税（償却資産）

＜大型特殊自動車の「分類番号」＞

大型特殊自動車でナンバー登録をしている場合の「分類番号」は次のとおりです。

- (1) 建設機械：「0」、「00～09」、「000～099」 → 種類2「機械及び装置」
(2) 建設機械以外のもの：「9」、「90～99」、「900～999」 → 種類5「車両及び運搬具」

(例) <建設機械の場合>



<建設機械以外の場合>



Ⅱ 申告書類の作成について

1 償却資産を申告していただく方

柏崎市内で事業を行っていて、1月1日現在において償却資産を所有している方が申告の対象になります。

申告対象の方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で所有する償却資産について、資産所在地の市町村長に申告していただくことになっております。

また、解散・廃業・転出などで全ての資産が減少した方や事業用の資産を所有していない方も、お手数ですが、備考欄にその旨を記入して必ず申告書の提出をお願いいたします。

2 申告の方法と提出書類について

(1) 書類による申告方法

申告内容により、次の書類を提出してください。

申告内容	申告書 (記載例: 14ページ)	種類別明細書 (記載例: 16ページ)
資産の増減あり	○	○
資産の増減なし	○	×
申告資産なし	○	×
廃業・合併・転出など	○	○

○印は提出が必要な書類です。

＜注意点！＞

- ・申告用紙は単票です。控えが必要な方は、写しをとってから提出してください。
- ・種類別明細書（減少資産用）は使用せず、種類別明細書（増加資産・全資産用）に増加・訂正・減少を記入してください。

① 一般方式

（柏崎市が送付した様式をご使用の方で、評価額を算出されていない方）

評価額の計算は、柏崎市が行います。

前年以前から申告いただいている方には、種類別明細書に所有資産が記載されたものを送付いたします。減少・訂正となる資産がある場合は、こちらに記入してください。増加資産は、種類別明細書の空欄に記入してください。全て空欄の種類別明細書を同封しますので、増加資産が多数の場合にご利用ください。

初めて申告される場合は、令和8年（2026年）1月1日現在所有している全資産を申告してください。申告用紙は、同封の申告用紙をご利用ください。

また、申告書様式のデータは、柏崎市のホームページからダウンロードすることもできます。

柏崎市のホームページ <https://www.city.kashiwazaki.lg.jp>

→トップページ「キーワードから探す」 → **償却資産 申告書 検索**

② 電算処理方式（自社電算システム等で作成されていて、評価額等が算出されている方）

事業者側で評価額等を計算の上で申告いただく方式です。

毎年1月1日現在所有している全資産について、地方税法で定められた様式により申告してください。また、申告内容について、増加・減少資産が分かるように申告してください。

- ※ 柏崎市から送付した申告書は、所有者確認のため必ず一緒に提出してください。
- ※ 評価額等の計算に誤りがある場合は、再計算し、課税させていただきます。
- ※ 柏崎市から送付した申告書「所有者コード」欄の番号を、提出される申告書の「所有者コード」欄に転記してください。

(2) 電子申告（eLTAX）による申告方法

柏崎市では、電子申告を受け付けています。

eLTAX（地方税ポータルシステム）は、所定の手続きに従って、パソコンで申告データを送信していただく方式です。

eLTAXの利用、登録等の詳しい情報は、地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

＜eLTAX申告の方へのお願い＞

eLTAX申告の際は、コードの転記をお願いします。

柏崎市から送付された申告書を受け取った方は、所有者コードと資産コードを入力してください。

- ① 申告書の「所有者コード」をeLTAX申告書の「18備考」欄に入力してください。
- ② 種類別明細書の「資産コード」をeLTAX種類別明細書の「資産コード」欄に入力してください。
- ③ 減少の場合は、種類別明細書の「資産コード」を「抹消コード」欄に入力ください。
- ④ 修正した資産および特例該当資産等については、摘要欄に「金額修正」「取得年月修正」「耐用年数修正」「特例 法第〇〇条第〇〇項」等を入力してください。

3 本店所在地・送付先を変更された方へ

令和7年（2025年）中に本店所在地・納税通知書の送付先に変更があった場合は、申告書の「18備考」欄にその旨を記載してください。

新たに納税通知書の送付先を設定したい場合も、同様に記載をお願いします。

なお、記載いただいた送付先には、固定資産税の納税通知書その他関係書類を送付させていただきます。

4 償却資産申告におけるマイナンバーの取り扱いについて

(1) マイナンバーの記載について

申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

(2) 本人確認について

柏崎市では、番号法に基づき、個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、本人確認（番号確認+身元確認および代理権確認）を実施させていただきます。申告の際には、次の本人確認資料をお持ちください。また、郵送の場合は、本人確認書類の写しを添付の上ご提出をお願いします。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や eLTAX（電子申告）による申告の場合、添付資料は不要です。

(3) 代理権の確認について

柏崎市が送付した、氏名、住所が印字された償却資産申告書（以下「プレ印字申告書」といいます。）は、代理権の確認書類となりますので、別様式で申告される場合でも提出をお願いします。プレ印字申告書がない場合は、委任状等の提出をお願いします。

＜確認させていただく資料＞

ア 本人が申告書を提出する場合

①、②をそれぞれ 1 点

①個人番号確認資料	「マイナンバーカード※1(裏面)」「通知カード※2」
②身元確認資料	「マイナンバーカード(表面)」「運転免許証」「その他顔写真付き身分証明書」等

イ 代理人（税理士、会計士、親族等）が申告書を提出する場合

①～③をそれぞれ 1 点

①本人の個人番号確認資料	「本人のマイナンバーカード(裏面)」「本人の番号通知カード※2」
②代理人の身元確認資料	「代理人の税理士証票」「代理人の運転免許証」「代理人のマイナンバーカード(表面)」等
③代理権の確認資料	「プレ印字申告書※3」「職務代理権限証書」「委任状」等

※1 マイナンバーカードは、番号確認および身元確認の両方の確認資料とすることができます。

※2 通知カードを本人確認資料として使用するためには、カード記載の住所と住民票に記載されている住所が一致している必要があります。

※3 柏崎市が送付した申告書をいいます。(8ページ(3)代理権の確認について参照)

＜マイナンバーカード＞

表面→



裏面→



5 固定資産税の軽減措置等

(1) 非課税

地方税法第348条および同法附則第14条に定める資産については、非課税となります。

該当資産をお持ちの方は、種類別明細書の摘要欄に「非課税」と記載し、「非課税申告書」を提出してください。

(2) 減免

災害（暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、その他異常な自然現象または火災により生ずる被害）により損害を受けた場合、損害の程度が一定以上のものについては、固定資産税が減額されます。詳しくは、税務課家屋係（TEL 0257-21-2256）にお問い合わせください。

(3) 課税標準の特例

地方税法第349条の3および同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当資産をお持ちの方は、特例該当資産であることを証明する関係書類を提出してください。

【主な特例】

※「法」：地方税法

法令根拠 条 項・号	特例対象資産		関係法令または対象者	特例率
法第三四九条の三	第3項	農林漁業者または中小企業者の共同利用に供する機械および装置		農業協同組合、中小企業等協同組合その他政令で定める法人 3年間 1/2
	第5項	内航船舶		専ら遊覧の用に供するものその他の総務省令で定めるものを除く 1/2
法附則第一五条	第2項 第1号	汚水または廃液の処理施設		水質汚濁防止法 1/2
	第2項 第2号	ごみ処理施設		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 2/3
	第2項 第3号	一般廃棄物の最終処分場		
	第2項 第4号	産業廃棄物処理施設		廃棄物の処理及び清掃に関する法律 1/3
法附則第一五条	第25項 第1号	特定再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電設備 風力発電設備 地熱発電設備 ハイブリッド発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 3年間 2/3	
	第25項 第3号	特定再生可能エネルギー発電設備 水力発電設備	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 3年間 3/4	
	第43項	中小企業が認定先端設備等導入計画に基づき新規取得した建物附属設備・機械装置・工具器具および備品 ※令和9年(2027年)までに取得した資産	中小企業等経営強化法	計画で1.5%以上の賃上げ表明有り 3年間 1/2 計画で3%以上の賃上げ表明有り 5年間 1/4

※ 先端設備等導入に対する課税標準の特例（法附則第15条第43項）の適用を受けるためには、次の書類を提出してください。

- ・計画認定通知（写し）
- ・計画認定申請書（写し）

（2）企業振興条例による不均一課税・課税免除について

柏崎市では、工場などを新設・増設した場合や機械および装置を導入した場合、一定の要件を満たすと固定資産税を3年間軽減することができます。

	不均一課税	課税免除	
対象業種	製造業、道路貨物運送業、 こん包業、卸売業	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	地域経済牽引事業計画を作成し、 県知事の承認および国（主務大臣）の確認を受けている事業者
適用地域	旧柏崎市	旧西山町、旧高柳町	柏崎市内全域
対象資産	建物、土地、機械および装置	建物、土地、 機械および装置、構築物	構築物、建物、土地
要件	①取得価額の合計額が2,700万円を超えること。 ②道路貨物運送業、こん包業、卸売業の場合は、設備の取得に伴い増加する常用雇用者数が15人を超えること。 取得価額合計の算定に当たっては、上記対象業種の事業の用に直接供されるもの（工具・器具・備品等を含む）に限る。土地や事務所・福利厚生の用に供されるもの等は含まれない。	業種および資本金の額で要件が異なります。 詳しくは柏崎市のホームページでご確認ください。	①取得価額が1億円を超えること。 ※農林水産関連業種は5,000万円超 ②令和7年(2025年)1月2日から令和7年(2025年)12月31日に取得したものであること。
適用後の税率	【3年間軽減】 1年目 0%（全額軽減） 2年目 0.35%（75%軽減） 3年目 0.35%（75%軽減）	【3年間免除】 1年目 0%（全額免除） 2年目 0%（全額免除） 3年目 0%（全額免除）	

先端設備等導入計画の認定および企業振興条例の詳細については、
ものづくり振興課（TEL 0257-21-2326）へお問い合わせください。

III 償却資産の評価について

1 評価額の算出方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額および耐用年数に基づき、申告しているいた資産について、一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	取得価額 $\times (1 - \frac{r}{2})$
前年前に取得した資産	前年度評価額 $\times (1 - r)$

r ：耐用年数に応する減価率

※ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

【減価残存率表（抜粋）】

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$		r	$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$		r	$1 - \frac{r}{2}$
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.974	0.950
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886	55	0.041	0.979	0.959
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891	60	0.038	0.981	0.962
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896	65	0.035	0.982	0.965
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901	70	0.032	0.984	0.968
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905	75	0.030	0.985	0.970
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908	80	0.028	0.986	0.972
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912	85	0.026	0.987	0.974

＜評価額の計算例＞

取得価額 320,000 円、取得時期令和7年(2025年)7月、耐用年数4年の資産の評価額

令和8年度(2026年度) $320,000 \text{ 円} \times 0.781 = 249,920 \text{ 円}$

令和9年度(2027年度) $249,920 \text{ 円} \times 0.562 = 140,455 \text{ 円}$

令和10年度(2028年度) $140,455 \text{ 円} \times 0.562 = 78,935 \text{ 円}$

令和11年度(2029年度) $78,935 \text{ 円} \times 0.562 = 44,361 \text{ 円}$

令和12年度(2030年度) $44,361 \text{ 円} \times 0.562 = 24,930 \text{ 円}$

令和13年度(2031年度) $24,930 \text{ 円} \times 0.562 = 14,010 \text{ 円} < 16,000 \text{ 円}$

※ 令和13年度(2031年度)で算出額が取得価額の5% (16,000円)より小さくなるので、令和13年度(2031年度)以降は、16,000円となります。

2 税額の算出方法

(1) 課税標準額

毎年1月1日（賦課期日）に柏崎市内に所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価額の合計が「課税標準額」となります。

(2) 税額の計算

$$\begin{array}{l} \text{課税標準額} \\ (1,000 \text{ 円未満切り捨て}) \end{array} \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ 1.4\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{税額} \\ (100 \text{ 円未満切り捨て}) \end{array}$$

（例）土地・家屋・償却資産の課税標準額の合計が3,210,987円の場合

$$3,210,000 \text{ 円} \times 1.4\% = 44,940 \text{ 円} \rightarrow 44,900 \text{ 円} \text{ (税額/年)}$$

(3) 免税点

償却資産の課税標準額が免税点（150万円）未満の場合は、償却資産にかかる固定資産税は課税されません。

※ 資産の多少にかかわらず、免税点を超えないものも申告をお願いします。

(4) 納期

年税額は、4回の納期（4月、7月、12月、2月）に分けて納めていただきます。

なお、納税通知書は、4月中旬（予定）に郵送します。

3 固定資産課税台帳の閲覧について

償却資産の所有者、納税者と同一世帯の親族、代理権を有する者等は、固定資産（償却資産）課税台帳の閲覧をすることができます。この閲覧により、課税台帳および種類別明細書の写しの交付を受けることができ、資産一品ごとの評価額等をご確認いただけます。閲覧は、価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日（例年4月1日）から可能となります。

なお、地方税法第416条に規定する縦覧期間中（例年4月中）に限り、閲覧に掛かる手数料は、無料の取扱いとされています。

代理の方の閲覧の場合は、委任状が必要となりますので、ご注意ください。

4 申告をしなかった場合、虚偽の申告をした場合

申告漏れまたは虚偽の申告が確認された場合には、地方税法第368条の規定により、不足税額（最長5年度分まで遡及することができる。）に加えて延滞金を徴収することとなっています。

また、正当な理由なく申告しない、または虚偽の申告が確認された場合は、地方税法第385条および第386条ならびに柏崎市税条例第63条の規定により、過料または罰金等を科せられる場合があります。

5 実地調査のお願い

申告書受理後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するため、地方税法第353条および第408条の規定により、実地調査を行うことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。

なお、実地調査に伴い、申告内容の修正をお願いすることがあります。その場合、現年度だけでなく、最大5年度分まで遡及して修正することとなりますので、ご了承ください。

また、地方税法354条の2の規定に基づき、所得税または法人税に関する書類について税務署での閲覧を行うことがあります。閲覧した書類の内容と市に提出された申告内容に差異が見受けられた際には、固定資産税の評価が変更になることがあります。

6 耐用年数表（抜粋）

○構築物

構造・用途	細目	耐用年数
広 告 用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑 化 施 設 庭 園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設および庭園	20
冷 暖 房 通 風 ボ イ ラ ー	冷暖房設備	13
	その他のもの	15
舗 装 道 路 舗 装 路 面	コンクリート敷、ブロック敷	15
	アスファルト敷	10
	ビチューマルス敷	3
前 揭 以 外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

○工具、器具および備品

構造・用途	細目	耐用年数
測定検査工具		5
治具・取付工具		3
時計		10
家 具	事務机、いす、キャビネット 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット 接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列棚、陳列ケース 冷凍機または冷蔵機能付きのもの	6
	その他のもの	8
	その他の家具 接客業用のもの	5
	その他のもの 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	じゅうたん、その他床用敷物 その他のもの	3 6
家 庭 用 品	室内装飾品 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	食事または厨房用品 陶磁器製、ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの 主として金属製のもの	15
金 庫	手提げ金庫 その他のもの	5 20

構造・用途	細目	耐用年数
電 気 機 器 ガス機器	テレビ、ラジオ、カラオケ、 その他の音響機器	5
	冷房用または暖房用機器、エアコン 冷蔵庫、洗濯機、その他類似の 電気機器、ガス機器	6
看 板 広 告 器 具	看板、ネオンサインおよび気球 マネキン人形および模型 その他のもの 主として金属製のもの	3 2 10
	その他のもの	5
事 務 通 信 機 器	電子計算機 パソコン (サーバー用のものを除く) その他のもの	4 5
	複写機、計算機、レジスター、 ファクシミリその他これらに 類する事務機器	5
	電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備 LAN設備 その他のもの	6 10 10
	光学・写真 製 作 機 器	5 8
	理容・美容 機 器	5
	レトゲル、その他電子装置使用機器 移動式のもの その他のもの	4 6
	消毒殺菌用機器 手術機器 調剤機器	4 5 6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製・ガラス製のもの 主として金属製のもの	3 10 5
そ の 他	衣装、パチンコ機 自動販売機 無人駐車場管理装置 除雪機	2 5 5 10

IV 申告書の記載例

P.14~17の記載例を参考に、赤字部分の記入をお願いいたします。
記入の際は、黒のボールペンをご使用ください。

1 償却資産申告書

<p>【1.2 所有者の住所・氏名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者の住所・氏名（法人は社名）が印字してあります。 ・電話番号、ふりがな、所有者が法人の場合は代表者の氏名を記入してください。 ・変更のある場合は、抹消線を引き、余白に正しい内容を記載してください。 		<p>申告書の提出日（郵送の場合は発送日）を記入してください。</p>	
<p>受付印</p>		<p>令和8年1月10日 新潟県柏崎市長様</p>	
<p>所有者</p>		<p>にいがたけんかしわざきしちゅうおうちょう 945-8511 新潟県柏崎市中央町 5番50号 (電話 0257-**-*)</p>	
<p>【取得価額】</p> <p>前年前に取得したもの（イ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年（2025年）1月1日現在の償却資産の取得価額の合計を種類別に印字してあります。 ・申告漏れや申告誤り等がある場合は、正しい金額に訂正してください。 ・今回初めて申告される方は、令和7年（2025年）1月1日以前に取得した資産の取得価額の計を種類別に記入してください。 <p>前年中に減少したもの（ロ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年（2025年）1月2日から令和8年（2026年）1月1日までに減少した資産の取得価額の計を種類別に記入してください。 <p>前年中に取得したもの（ハ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年（2025年）1月2日から令和8年（2026年）1月1日までに取得した資産の取得価額の計を種類別に記入してください。 <p>計（二）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和8年（2026年）1月1日現在の償却資産の取得価額の計を種類別に記入してください。 		<p>令和8年度 償却資産申告</p>	
<p>資産の種類</p>		<p>取 得</p>	
<p>1 構築物</p>		<p>前年前に取得したもの（イ）</p>	
<p>2 機械及び装置</p>		<p>前年中に減少したもの（ロ）</p>	
<p>3 船舶</p>		<p>前年中に取得したもの（ハ）</p>	
<p>4 航空機</p>		<p>※ 決 定</p>	
<p>5 車両及び運搬具</p>		<p>評 値 額 (未)</p>	
<p>6 工具、器具及び備品</p>		<p>※</p>	
<p>7 合計</p>		<p>1,200,000</p>	
<p>資産の種類</p>		<p>評 値 額 (未)</p>	
<p>1 構築物</p>		<p>※</p>	
<p>2 機械及び装置</p>		<p>決 定</p>	
<p>3 船舶</p>		<p>※</p>	
<p>4 航空機</p>		<p>※</p>	
<p>5 車両及び運搬具</p>		<p>※</p>	
<p>6 工具、器具及び備品</p>		<p>※</p>	
<p>7 合計</p>		<p>※</p>	

記入の必要はある
※自社電算処理による申告をさ

【注意点】

- ①複写式でなく単票となっていますので、必要に応じて控えをお取りください。
 ②所有者住所、氏名、前年前の取得価額（イ）の欄に印字がされていますので、内容をご確認ください。

【3 個人番号・法人番号】
 個人番号または法人番号を記入してください。

【4 事業種目】
 具体的な事業内容を記入してください。

書 (償却資産課税台帳)

		※ 所 有 者 コ ー ド	
3 個人番号又は法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	2	1 2 3 4 5 6 7
4 事業種目 (資本等の金額)	農業 (1 8 0 百万円)	8 短縮耐用年数の承認	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
5 事業開始年月	平成 5 年 4 月	9 増加償却の届出	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
6 この申告に応答する者の係及び氏名 (電話)	税務部 米山 花子 (電話 0257-**-****)	10 非課税該当資産	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
7 税理士等の氏名 (電話)	越後会計事務所 越後広 (電話 0257-**-****)	11 課税標準の特例	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
		12 特別償却又は圧縮記帳	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
		13 税務会計上の償却方法	定率法 <input checked="" type="radio"/> 定額法 <input type="radio"/>
		14 青色申告	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
価額		15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 中央町〇〇-〇 ② 鏡町〇〇-〇 ③ 三和町〇〇-〇
得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等 潮風リース 株式会社 コピ-機、FAX
950,000 ,070,000	11,602,850 14,870,000	17 事業所用家屋の所有区分	自己所有 <input checked="" type="radio"/> 借家 <input type="radio"/>
250,000 ,270,000	754,000 27,226,850	18 備考 (添付書類等)	※該当する項目に○をつけてください。
価格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)	1 資産増減あり 4. 廃業・解散・転出等 5. 特例対象資産あり	2. 資産増減なし 3. 該当資産なし 年 月 日 (根拠法令 法附則第15条32項第1号)

第二十六号様式
提出用

【6 応答者】
 申告書の内容についてお問い合わせ先となる方の部署、氏名、電話番号を記入してください。

【7 税理士等の氏名】
 税理士等に経理を依頼されている場合は、その所属組織、担当者氏名、電話番号を記入してください。

【15 事業所所在地】
 事業所等、資産の所在地および屋号を記入してください。
 柏崎市内に所在地が2か所以上ある場合は、それぞれの所在地を記入し、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

【16 借用資産】
 借用資産の有無について該当するものを○で囲み、借用資産がある場合は、貸主の名称等を記入してください。

りません。

れる方は記入してください。

【18 備考 (添付書類等)】

次のような事項を記入してください。

- 該当する項目を○で囲んでください。
- 令和8年(2026年)1月1日以前に廃業・解散・転出等により柏崎市内で事業を行わなくなった場合は、「4. 廃業・解散・転出等」の該当区分を○で囲み、年月日を記入
- 非課税、課税標準の特例等の該当資産を取得した場合は、「5.特例対象資産あり」を○で囲み、根拠となる法令の条項を記入
- 所有者の住所、氏名、名称等に異動があった場合は、異動年月日および旧住所、旧氏名、旧名称等参考となる事項
- その他、この申告に必要な事項および償却資産の評価において参考となる事項

2 種類別明細書

種類別明細書には、前年度申告のあった資産を印字しています。
ご確認いただき、加除訂正をお願いします。

＜異動区分＞
資産が増加した場合 1
印字されている内容に訂正がある場合 2
資産が減少（全部、一部）した場合 3

所有者コード		令和8年度 種類別明細書	
1234567			

異動区分	資産種類	資産コード	資産の名称等
増加	※1		
訂正			
減少			
1	1	1	駐車場舗装
2	1	2	ビニールハウス
3	1	3	ビニールハウス
1	1	4	フェンス
2	2	5	乾燥機
3	2	6	コンパイン
1	1	7	糊摺り機
2	2	9	バックホー(中古)
3	2	8	フォークリフト
1	3	6	保冷庫
2	3	11	パソコン
3	1		受変電設備
1	1	1	ビニールハウス
2	2	2	運列機
3	2		太陽光発電設備
1	1	6	応接セット

＜資産コード＞
記入不要です。

＜増加資産＞
令和7年（2025年）中の増加資産がある場合は、異動区分「1」を〇で囲み、右の例を参考に記入してください。

＜資産種類＞
1～6の該当する区分を記入してください。
1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶
4：航空機 5：車両及び運搬具 6：工具、器具及び備品

＜取得年月＞
資産を取得した年月を記入してください。

電子申告（eLTAX）の場合

①今回送付された種類別明細書の「資産コード」を電子申告の種類別明細書の「資産コード」欄へ、減少の場合は「抹消コード」欄へ入力してください。

②修正した資産および特例該当資産については、摘要欄に「金額訂正」「取得年月訂正」「耐用年数訂正」や「特例 法第〇〇条第〇〇項」等を入力してください。

＜減少区分＞

- ・一部減少した場合は、減少区分「2」を○で囲み、数量、取得価額を減少後の数字に訂正してください。

所有者名			1枚のうち					
有限会社 柏崎農園			1枚					
数量	取得年月	取得価額	耐用年数	課税標準の特例		増減事由	減少区分	摘要
				率	コード			
1	H19. 6	3,752,850	10			1・2 3・4	1・2	
2	3 H21. 5	2,400,000 3,600,000	14			1・2 3・4	1・2	R7.3 1棟滅失
2	H22. 7	1,800,000	14			1・2 3・4	1・2	
1	H22. 7	1,150,000	10			1・2 3・4	1・2	
1	H19. 6	2,100,000	7			1・2 3・4	1・2	R7.8売却
1	H20. 2	350,000	10			1・2 3・4	1・2	法改正
1	H23. 12	H24. 1 800,000	7			1・2 3・4	1・2	申告誤り (当初から)
1	H20. 5	650,000	2			1・2 3・4	1・2	
1	H24. 3	2,560,000	4			1・2 3・4	1・2	減少もれ H26.6売却
1	H25. 8	144,000	6			1・2 3・4	1・2	
3	H23. 5	360,000	4			1・2 3・4	1・2	
1	H27. 7	1,550,000	15			1・2 3・4	1・2	申告もれ (H28年度から)
1	R7. 7	950,000	10			1・2 3・4	1・2	
1	R7. 8	570,000	2			1・2 3・4	1・2	
1	R7. 4	12,500,000	17			1・2 3・4	1・2	特例該当
1	H25. 3	250,000	8			1・2 3・4	1・2	R7.4 新潟事業所 より移動
計		18 16 27,226,850 17,266,850						

＜小計＞

1枚ごとに数量と取得価額の計を記入してください。

＜耐用年数＞

減価償却資産の耐用年数に関する省令（財務省令）に掲げる耐用年数を記入してください。
13ページ参照

＜取得価額＞

- ・資産を取得するために要した金額（引取運賃、荷役費、手数料等を含む。）を記入してください。
- ・圧縮記帳されている資産は、圧縮前の実際の取得価額を記入してください。
- ・改良費等の支出は、本体と区分して記入してください。

＜減少区分＞

- ・全部減少した場合→減少区分「1」を○で囲み、該当の行に抹消線を引き、取得価額欄に「0」と記入してください。

＜増減事由＞
減少資産の場合該当する番号○で囲んでください。

- 1 売却
- 2 滅失
- 3 企業内移動
- 4 その他

＜増減事由＞
増加資産の場合該当する番号○で囲んでください。

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 企業内移動
- 4 その他

＜摘要＞

- ・課税標準の特例がある資産については「特例該当」と記入してください。
- ・その他当該資産の価格決定にあたって必要な事項があれば記入してください。

1 7

よくあるお問い合わせ

Q1 耐用年数が過ぎている資産（減価償却済みの資産）は、申告をする必要がありますか？

A1 使用可能な資産については、耐用年数が過ぎていても課税対象になります。申告をお願いいたします。

Q2 確定申告をしていますが、償却資産の申告をする必要がありますか？

A2 別途申告が必要です。

確定申告（所得税）や市県民税申告（住民税）は、所得に関する申告です。固定資産税の申告は、所有している資産に関する申告になります。

Q3 申告をした内容に誤りがありました。どのように申告したらよいですか？

A3 修正申告書の提出をお願いします。

申告書上部の余白部分に赤字で「修正申告」とご記入の上、種類別明細書と申告書を改めてご提出ください。提出済みの申告書の控えをコピーして使用いただいても結構です。

なお、修正する場合、5年間の遡及により税額修正をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q4 令和7年度（2025年度）9月に廃業しましたが、令和8年度（2026年度）償却資産申告書が届きました。申告する必要はありますか？

A4 申告書の提出をお願いします。

申告書「18 備考」欄の「4.廃業」を○で囲み、廃業日を記入してください。令和9年度（2027年度）からは申告が不要となります。

Q5 償却資産の評価額は、耐用年数を経過すれば、すぐに取得価額の5%に相当する額になるのですか？

A5 耐用年数を経過しても、すぐに評価額が取得価額の5%に相当する額になるわけではありません。耐用年数に応じた減価率に基づき計算した結果が評価額となります。

柏崎市のホームページから申告の手引や申告書をダウンロードできますので、ご利用ください。

柏崎市のホームページ <https://www.city.kashiwazaki.lg.jp>

→トップページ「キーワードから探す」 → **償却資産 申告 検索**

申告書の提出・お問い合わせ先

柏崎市役所 財務部 税務課 家屋係

〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

電話 0257-21-2256

メール kaoku01@city.kashiwazaki.lg.jp



柏崎シティセールスの
シンボルマーク